

【商品概要説明書】

横浜信用金庫

変動金利定期預金 <複利型>

(令和6年4月1日現在)

1. 商品名	変動金利定期預金 <複利型>
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・定型方式 (3年) 預入時の申し出により自動継続 (元金継続、元利金継続) の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000円以上 (総合口座は1万円以上) ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 預入後6か月間は預入時の店頭表示利率を適用し、預入日から6か月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金 (M型) (自由金利型定期預金の最低預入金額以上のこの預金については自由金利型定期預金) 6か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算
7. 税金	・利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われるお利息等には復興特別所得税が課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。)
8. 手数料	——
9. 付加できる 特約事項	・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、裏面の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6か月毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。 ・中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。
11. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けのデジタルサイネージ (大型液晶ディスプレイ) または窓口へご照会ください。
12. リスクに関 する事項	・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金 (当座預金、決済用普通預金及び別段預金の一部) を除く他の付保対象預金などの預金元本を合算して1,000万円までとその利息等が保護されます。

変動金利定期預金 <複利型>

このまちの未来をともにつくる



13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-828-833）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 神奈川県弁護士会（電話：045-211-7716）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお問い合わせください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。

【中途解約利率一覧】

預入期間	[定型方式] 3年
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上 1年未満	約定利率×40%
1年以上 1年6か月未満	約定利率×50%
1年6か月以上 2年未満	約定利率×60%
2年以上 2年6か月未満	約定利率×70%
2年6か月以上 3年未満	約定利率×90%

※中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

※平成14年5月2日以前にご契約した定期預金の中途解約利率は、窓口へお尋ねください。

変動金利定期預金〈複利型〉

このまちの未来をともにつくる

